様式第十一号の二

6　7 3「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎 □ □のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

7　7 4「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）」の欄は、7 1「区分」の欄に「５」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第２号ロ又はハに該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号ロの指導監督的な実務の経験を有する建設業に係る建設工事又は同号ハにより認定を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

「２」・・・・・・・法第７条第２号イ及び法第15条第２号ロ該当
「３」・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
「５」・・・・・・・法第７条第２号ロ及び法第15条第２号ロ該当
「６」・・・・・・・法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
「８」・・・・・・・法第７条第２号ハ及び法第15条第２号ロ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロツク工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、7 1「区分」の欄に「３」を記入した場合に限り、既提出の一覧表の「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。

8　7 5「有資格区分」の欄は、この一覧表に記入された技術者が該当する法第７条第２号及び法第15条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第15条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

附　則

この省令は令和二年四月一日から施行する。